## 「事業者登録」「技能者登録」「代行申請」について

## 1. 事業者登録

- (1) 申請内容(事項)
  - ① 商号、所在地、建設業許可情報
  - ② 業種
  - ③ 登録責任者
  - ④ 社会保険加入状況 等
- (2) 申請方法

事業者証明書類等の写し(建設業許可がある場合は許可証明書又は通知書の写し)を添付し、(一財)建設業振興基金にWEB又は郵送・窓口で申請

- (3) 利用料金
  - ① 事業者登録料(資本金額に応じて。一人親方は無料)。支払:5年ごと
  - ② 管理者 ID 利用料 (システムへのアクセス、情報入力、技能者情報閲覧のため) 1 ID につき、年 2,400 円

## 2. 技能者登録

- (1) 申請内容(事項)
  - (1) 本人情報(住所、氏名、生年月日、性別、国籍)
  - ② (社会保険を払っている)所属事業者の情報
  - ③ 社会保険加入状況
  - ④ 職種、健康診断受診歴、保有資格、研修受講履歴 等
- (2)申請方法

本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の写しを添付し、(一財)建設業振興基金に WEB 又は郵送・窓口で申請

(3)登録料(10年間有効)

WEB 申請: 2,500 円、 郵送·窓口申請: 3,500 円

## 3. 代行申請

(1) 技能者登録について、本人に代わって、技能者が所属する事業者が申請することができます(本人に代わって事業者の社員が WEB 申請書に入力し、本人確認書類等の写しを確認・添付し、WEB 送信する。)。

また、技能者が所属する事業者に代わって、例えば上位の事業者が代行申請することもできます。(例:3次下請企業に所属する技能者の申請を、本人及び所属事業者の同意(依頼)に基づき、1次下請企業が一括して申請する など)

(2) 事業者登録についても、代行申請することができます。

(例:3次下請企業の事業者としての申請を、1次下請企業が申請する など)